

れんごう中越地協

第1119号2022.8.21
連合中越地域協議会
長岡市愛宕3-7-24
TEL 0258-86-0111
FAX 0258-86-0884
発行人 矢島 良彦
定 価 1部10円



連合新潟会長などと意見交換

組織拡大や中越地協活動を共有

連合新潟と中越地協との意見交換会が、7月16日(土)午後3時から長岡グランドホテルで行われた。各地域協議会と連合新潟の意見交換会は、今年度から行われているものだが、連合新潟からは牧野会長をはじめ山崎副

会長と福井副会長のほか4人。中越地協からは矢島議長をはじめ各支部役員等16人が参加した。開会にあたる挨拶では、牧野会長から参議院選挙をはじめとした政治関係が述べられ、矢島議長からは政治関



係では連合として大きな塊を求めたこと等が述べられた。テーマは、「組織拡大について」と「中越地協の活動について」の2項目。1項目の「組織拡大について」は、筒井連合新潟副事務局長と渡辺オルガナイザーが説明。連合組織拡大2030を受け、中越地協における対応として、6月に開催した中越地協「支部代表者会議」における主な確認事項を共有。中越地協からも7月以降の対応として「平時で使える流し街宣音源作成」等を連合新潟に求めた。



この作業は毎月行われているもので、9日はフードバンクながおがボランティアスタッフがほか中越地協、中越退職者連合や労働金庫等から20人弱が集った。

最初に山崎代表の説明を受け早速作業。お米5キロのほかにお菓やパン類、スープや味噌、マスク等を一袋に詰め、メッセージを入れて一世帯分。約45分の作業で16世帯分の仕分け作業が完了した。その後は支援団体へ配達して終了。

「組織拡大について」は、筒井連合新潟副事務局長と渡辺オルガナイザーが説明。連合組織拡大2030を受け、中越地協における対応として、6月に開催した中越地協「支部代表者会議」における主な確認事項を共有。中越地協からも7月以降の対応として「平時で使える流し街宣音源作成」等を連合新潟に求めた。

中越地協では、6月から月例仕分け作業日のおほかに、幹事会役員がボランティア活動をはじめしている。今月5日には精米持込み作業に参加した。今後ともフードバンクながおかと連携して、月2回のボランティアを継続

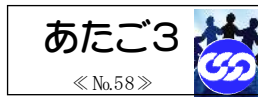
数年前に、新潟県外の知り合いから長岡花火を初めて観て感動したという電話をもらいました。話の中で、「8月1週目の週末に開催すると、もつと沢山の人が観ることができね。」という話題になりました。その時に、長岡花火が8月2日、3日に実施している経緯として、長岡空襲や恒久平和、災害復興への願いを伝えました。それから、その知り合いは長岡花火のファンになり、できる限り足を運び、観に来ているそうです。▼今年も8月1日に平和の森公園にて、平和祈願祭が行われました。当日は、晴天に恵まれ、約240人の参加者がありました。この集会は、長岡空襲で亡くなった学童約300人を含む市民148人の慰霊と恒久平和を願う会です。今年も、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点か

ら参加者を制限しました。その代わりに2年前から実施している折り鶴プロジェクトに今年度も取り組みました。多くの方から平和への思いを形に表していただき、16959羽の折り鶴が集まり、奉納されました。▼平和の森公園にある「平和像」には、こう刻まれています。「1945年8月1日、ここ長岡に投下された数千の爆弾は、いたいたく280余名の命を奪い去った。その霊を慰める道は、一筋に平和を守り戦争をなくすことだ」▼長岡空襲から77年が経ちました。現在も長岡市内の多くの学校で平和学習に取り組まれています。日本一と称されている長岡の花火大会に込められている想いや願い、歴史をこれからもずっと引き継ぎ、ただ花火を見上げるだけでなく実際に行動していきましょう。



委員会冒頭の牧野会長あいさつ後には、先定した候補予定者挨拶が行われ、松野憲一郎長岡市議が議会報告を加えて挨拶を述べた。

事務局次長 清水賢志



サラリーマン川柳 (膝枕 退けと威嚇す 妻の猫) (声デカイ 態度もデカイ 肝小サイ) (痩せるはず 食べるラー油で 飯三杯) (LINEでは 家族の会話が 成立し)

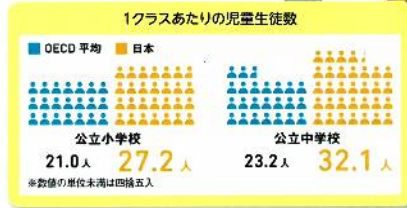
サラリーマン川柳 (恐るべし 妻の仕分けは 廃止のみ) (幸福度 我が家も高い 降伏度) (子の宿題 難しくなり「自己責任」) (どっちがいい? 決めておくせに いつも聞く)

子どもたちの笑顔のため! ゆきとどいた教育環境実現のため!

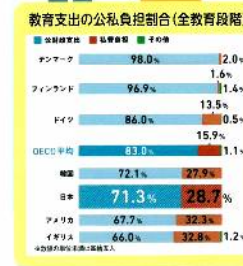
30人以下学級実現・教育予算増等を求める請願署名にご協力ください



**1クラスを
30人以下に!**



**学校で働く
人を増やそう!**



**教育にかける
お金を増やそう!**

お問い合わせ 教育をよくする新潟県会議
【事務局】〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町7-4 TEL 025-281-8141



労務管理を詳しく知りたい方向けのセミナー

オンライン(ZOOM)/現地(47都道府県)/個別相談あり/アーカイブ配信あり

就業環境整備 改善支援 セミナー



起業期は夢を追うので意識が一致していますが、いつかは現実が見えてきます。夢と目標は大切ですが、法令遵守は必須事項です。御社の未来のため、この機会に、就業環境を見直してみませんか?

受講無料

開催期間	令和4年8月~令和5年1月 詳しくはWEBをご確認ください。	対象者	事業主や労務担当者など。 どなたでも参加いただけます。
内容	<p>労務管理の基本的な知識について分かりやすく解説します。「やさしく分かりやすく」を基本に制作されたセミナーテキストだけではなく、労務管理に関する資料集・判例集も併せて提供いたします。</p> <p>【現地セミナー(全県共通)】120分 ①~⑥全てのテーマを説明いたします。 <14:00~16:00> (100分講義、20分質疑応答 休館日あり) ※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、中止となる可能性があります。</p> <p>【オンラインセミナー】120分 6つのテーマ毎に開催します。(①②③④⑤⑥)と2つのテーマがセットとなっています。受講の順番に決まりはありません。どちらか1つの参加や複数参加も可能です。(1テーマ60分 休館日あり) <9:30~11:30/13:30~15:30/16:00~18:00></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労働条件の明示、就業規則の作成・変更について ● 労働時間・休憩・休日について ● 採用・昇進・労働環境・社会保険の加入について ● 働きやすい職場環境・労働者が納得できる待遇について ● 資金・創出資金について ● 年次有給休暇制度・退職や解雇について 		
個別相談会	オンライン・現地共通。1社15分程度。セミナー終了後、個別に対応します。※予約制		
申込方法	FAXもしくはWEB(裏面に申込用紙)スマートフォンからもお申込みいただけます。		

厚生労働省 令和4年度 厚生労働省委託事業 就業環境整備・改善支援事業
〒604-8344 京都市中京区東寺町 328 西川ビル 4F TEL: 075-741-7862 (平日 9:00~18:00)



ゆったり休暇で、夏を満喫。
心身ともに充実を。

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>
年次有給休暇取得促進特設サイト



新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう。

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。
「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすくなり、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者
5日 5日
事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者
15日 5日
事業主が計画的に付与できる 労働者が自由に取得できる

※前年度取得しなかった年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一括付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を確保することが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を決定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

- 〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、協定に別添の次のとおり協定する。
 - 当該の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を繰越る部分については、6日を標準として計画的に付与するものとする。なお、その有する年休の日数が5日を越えれば6日に満たないものについては、その不足する日数の範囲で特別付与休暇を付与する。
 - 年休の計画的付与の開始及びその日数は、次のとおりとする。
 - 前年度4月~9月の間で3日間 後年度10月~翌年3月の間で3日間
 - 各個人別の年休付与計画表は、各個人の開始日(または2週間前までに会社が作成し、従業員に通知する)。
 - 各従業員は、年休付与計画表を、所定の形式により、各個人の計画的付与が始まる1か月前までに、所定時刻までに提出しなければならない。
 - 各従業員は、前項の標準に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
 - 業務遂行上やむを得ない理由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は報告と協議の上、前項に基づき定められた標準日を必要とするものとする。〇〇〇〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇 〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。
年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

- (労使協定で定める事項)
- ① 時間単位年休の対象労働者の範囲
対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の業を対象外とする場合は、「事業の運営を妨げる場合」に限られます。
 - ② 時間単位年休の日数
1年5日以内の範囲で定めてください。
 - ③ 時間単位年休1日分の時間数
1日分の年次有給休暇が年時間分の時間単位年休に相当する数を定めてください。1時間未満の単位がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。
 - ④ 1時間以上の時間を単位として与える場合の時間数
2時間単位など1日分の所定労働時間を上回らない整数の時間単位を定めてください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。
注: 時間単位の年次有給休暇の取得については、標準日数が5日を超えては取得できません。